

令和5年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和5年11月30日(木) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
総 合 政 策 課 長	富士 青美	危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	教 育 推 進 課 長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）
- 第 7 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 4 号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 5 号 安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 6 号 安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第13 議案第 7 号 安堵町公民館条例を廃止する条例の制定について
- 第14 議案第 8 号 安堵町立同和対策集会所設置条例を廃止する条例の制定について
- 第15 議案第 9 号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について
- 第16 議案第10号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について
- 第17 議案第11号 令和5年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について

開 会
午前10時00分

議長（浅野 勉） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

只今から、令和5年第4回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は9名です。

定足数に達していますので会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

町長（西本安博） 今年は、先週まで例年になく暖かい日が続いておりましたが、ようやく初冬の風情が漂ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、特に本年秋以降は地域での、また全国的な諸行事も本格的に復活をしてみたいところでございます。「久しぶり」という言葉に新鮮さすら感じる今日この頃でございます。

加えて、ことしも余すところあと1か月でございます。県内の社寺でも、来るべき年の幸せを願い、迎春の準備が急ピッチで進んでおります。

本町におきましても、新たな年を迎え、大きな自然災害がなく、安全にかつ安心に生活できることを祈るところでございます。

さて、そのような折ではございますが、令和5年第4回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも御多忙のところ御出席を賜りありがとうございます。

本日、提案させていただきます案件でございますが、専決処分の報告1件、条例の制定と一部改正8件、令和5年度補正予算3件の、合計12件でございます。

議員の皆様には御審議をいただく前に、順を追って議案の概略を申し述べます。

報告第1号は、共同浴場「日新湯」の温度調節設備を早急に修繕する必要があったため、そして9月30日付けで消防団員1名が退職したことにより、退職報奨金を支払う必要が生じたため、速やかに対応するための予算措置を図るため、令和5年度安堵町一般会計予算の増額補正（補正第8号）を令和5年10月2日に専決処分いたしましたので報告するものでございます。

次に、議案第1号は、今年の人事院勧告の内容に沿って、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されましたので、本町におきましても国に準じた運用を行うため「一般職の職員の給与に関する条例」について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号及び第3号につきましては、特別職の国家公務員に係る期末手当につきましても、今年の人事院勧告を受け、特別職の職員に支給する給与に関する法律の一部を改正する法律が改正されました。本町における町長、副町長及び教育長の期末手当について、一般職の職員と同様に、国に準じた支給割合とするために「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例」と、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第4号は、議案第2号及び議案第3号と同様の趣旨から、議会議員の期末手当の支給割合を改めるために「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例」について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカード所有者は電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能となることに伴い、「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例」について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号は、一般廃棄物の適正なごみ処理施設への運搬を図ることを目的として、一般廃棄物管理事務所を設置するにあたり、新たに「安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例」を制定するものでございます。

次に、議案第7号は、かつて「安堵町中央公民館」の機能を果たしていた建物は、現在にお

いて実在しないため、当該公民館について定めている「安堵町公民館条例」を廃止するために定める条例でございます。

次に、議案第8号は、本町の同和対策集会所について、老朽化が進み使用に適さない状態であるため「安堵町立同和対策集会所設置条例」を廃止するための条例でございます。

次に、議案第9号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）」は、税制改正、戸籍法令改正及び障害福祉サービス等の報酬改正に伴うシステム改修、増額が見込まれる障害者医療費及び介護・訓練等給付費、安堵町高齢者タクシー利用料金助成事業、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種事業の精算に伴う国庫の返還並びに給与改定及び年度途中の人事異動に係る人件費等の予算について補正するもの、また庁舎総合管理業務委託、ごみ収集運搬補助委託、学校給食調理配送及び洗浄業務委託に関する債務負担行為について補正を行うものでございます。

次に、議案第10号「令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）」は、介護報酬改正等に伴うシステム改修及び介護保険認定調査員に係る人件費を増額するために予算を補正するものでございます。

次に、議案第11号の「令和5年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）」は、当初予算算定時と比べて、人事異動等に伴い人件費が不足するために予算を補正するものでございます。

以上、簡単に説明を行いました。詳細は、その都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（浅野 勉） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、8番 増井敬史議員、9番 森田瞳議員を指名します。よろしく申し上げます。

議長（浅野 勉） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの14日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの14日間とすることに決定いたしました。

議長(浅野 勉) 日程第3「諸般の報告」を行います。

議会から2件の報告があります。

まず1件目、議員派遣について御報告いたします。令和5年10月23日月曜日から24日火曜日に行いました議員派遣について御報告します。

はじめに、視察議員代表、文教厚生常任委員会福井委員長から報告します。

文教厚生常任委員会委員長(福井保夫) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。福井委員長。

(福井文教厚生常任委員会委員長 登壇)

文教厚生常任委員会委員長(福井保夫) おはようございます。4番 福井です。安堵町議会議員派遣視察報告を行います。

令和5年10月30日、安堵町議会議長 浅野勉様。視察議員代表 文教厚生常任委員会委員長 福井保夫。令和5年度安堵町議会議員派遣視察研修を実施しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

1. 目的、スポーツでのまちづくり、スポーツ施設の維持管理及び部活動の地域移行などについて視察を行う。

2. 期日、令和5年10月23日月曜日

3. 場所、和歌山県西牟婁郡上富田町 上富田スポーツセンター

4. 派遣議員、浅野勉議長、山岡敏副議長、松田勝議員、近藤晃一議員、森田裕康議員、福井保夫議員、上林勝美議員、増井敬史議員、森田瞳議員、以上9名です。

5. 同行者、西本安博町長

6. 随行者、吉村良昭総務部長、辻井弘至教育次長、溝本貴宏議会事務局長

7. 視察内容、今回「スポーツによるまちづくり」をしている和歌山県上富田町へ視察に行った。上富田町は、町域東西約10キロメートル、南北約11キロメートル、総面積は57.37平方キロメートルで、面積の約60%は山林である。人口15,726人、7,526世帯、議員数は12名である（令和5年9月30日現在）。県内の住み心地ランキングで2年連続第1位に選ばれた。

上富田スポーツセンターの管理棟で、事業振興課長より説明を受けた。昭和63年に観光施策として「総合運動公園を建設し、参加する観光を推進する」と明記し、竹下内閣のふるさと創生事業の1億円でスタートした。

平成7年に地域住民の憩いの場、紀南地方のスポーツの拠点として、また県外からのスポーツ合宿の誘致を目的として上富田スポーツセンターを開設した。

平成29年に一般社団法人南紀ウェルネスツーリズム協議会を設立し、管理運営を委託している。プロ野球ウエスタンリーグ・社会人野球・サッカーセレッソ大阪・女子サッカー代表・ラグビー日本代表のチーム等が合宿している。田辺・白浜に宿泊しても、ウェルネスツーリズムを通すことで10%の手数料が入る。

若い世代が近隣から移住し、住民税が10年で20%増えている。今後は県外からの移住が増えるよう努力している。令和2年からは健康寿命日本一を掲げ、介護予防推進協議会と連携し、さまざまな事業に取り組み高齢者にも住みよい町である。

また、部活動の地域移行は、月1回会議を開き地域の受け皿が整った部活から地域移行を行っていく予定である。町内の移行は進んでいるが、和歌山県全体では近隣の町と連携した移行はまだ進んでいない。

続いて、野球場・スポーツサロントレーニングジム・多目的グラウンド・室内イベント広場等を視察。素晴らしい人工芝・天然芝である。その他の施設として、雨天ピッチング場・テニスコート・球技場・芝生広場・クラブハウス・研修棟がある。

最後に、安堵町の遊水地に芝生の野球場・球技場ができることを祈り願って、視察報告とします。

以上です。

議長（浅野 勉） 続いて、視察議員代表、総務産業建設常任委員会増井委員長から報告します。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井委員長。

(増井総務産業建設常任委員会委員長 登壇)

総務産業建設常任委員会委員長(増井敬史) 8番 増井敬史でございます。よろしく申し上げます。

安堵町議会議長 浅野勉様。視察議員代表 総務産業建設常任委員会委員長 増井敬史。安堵町議会議員派遣(視察研修)報告。令和5年度安堵町議会議員派遣(視察研修)を実施しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

1. 視察目的、災害への危機意識を高め、いざという時の防災対応能力の向上を図るため研修を行う。

2. 期日、令和5年10月24日火曜日

3. 派遣場所、和歌山県和歌山市八番丁12番地 和歌山市消防局防災学習センター

4. 派遣議員、松田勝、近藤晃一、森田裕康、福井保夫、浅野勉、上林勝美、山岡敏、森田瞳、増井敬史

5. 同行者、西本安博町長

6. 随行者、吉村良昭総務部長、辻井弘至教育次長、溝本貴宏議会事務局長

7. 視察内容、各学習項目について消防局担当者から説明を受け、体験をした。

(1) フロアマップ「紀伊半島の地図と南海トラフ地震の津波について」

(2) プレート活動と地震「日本におけるプレート、海溝型地震と直下型地震について」

(3) 災害体験シアター「風水害編と地震被害編の視聴」

(4) 津波ハザード「南海トラフ大地震が発生した場合の和歌山県下の各主要都市の発生後の到達時間と高さのシミュレーションについて」

(5) 初期消火体験「てんぷら鍋火災の消火方法と消火器の正しい使い方の体験学習」

(6) 煙避難体験「煙発生装置の中を避難の姿勢等の体験」

8. 感想・意見、和歌山県においては、南海トラフ大地震に対する危機感が奈良県に比べて大変高く、津波の発生に関してシミュレーションにより被害想定が実感できた。

日頃の防災学習が大切であり、風水害のみならず大規模地震への備えが必要であることを再認識する研修となった。

この研修で得た経験を地元での防災・減災の取組に生かせるようにする。

以上。

議長(浅野 勉) 2件目、議員の表彰について、事務局より報告があります。

議会事務局長(溝本貴宏) 事務局より御報告を申し上げます。

本年、生駒郡各町優良議会議員表彰式におきまして、山岡議員が永年特別表彰を、浅野議員

が特別表彰を、増井議員と松田議員が一般表彰を受賞されましたことをここで御報告させていただきます。おめでとうございます。

以上です。

議長（浅野 勉） 以上で、諸般の報告を終わります。

議長（浅野 勉） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告を行います。

まず、第49回安堵町民体育祭の開催でございます。新型コロナウイルスの感染症が流行して以来、感染拡大を防ぐために、やむを得ず中止してまいりました町民体育祭を4年ぶりに開催することができました。今年は、同感染症の5類への移行後に行うべきとの判断から、10月29日に行いました。

コロナ禍前の状態に戻り、延べおよそ1,000人程度の参加となり、多くの方々に楽しんで参加していただき、また、地域等の対抗種目では、皆様が結束して出場し、盛んに応援される様子を久しぶりに拝見をしたところでございます。

地域ごとの盛り上がりには、新鮮ささえ感じたところでございます。住民間のコミュニケーションを図るためにも有意義なイベントの開催実現を喜ばしく感じたところでもございます。次回も、是非とも実行してまいりたい。このように考えております。

次に、安堵町歴史民俗資料館会館30周年記念トークイベントの開催でございます。奈良県再設置に向けて尽力した今村勤三氏の生家である、安堵町歴史民俗資料館が開館30周年を迎えたことを記念し、11月4日土曜日に、その功績や、奈良県が再設置されるまでの歴史的経緯、今後のビジョン等をテーマとするトークイベントを開催いたしました。当日は130人ほどの方々が御来場されております。

明治時代はじめの廃藩置県後の大和の運命は、議員の皆様におかれましても御存知かと思

います。そのような奈良県にまつわる『青山四方にめぐれる国』の執筆にかかわられた大和郡山市の上田清市長や、安堵町文化財保護審議会の吉田栄治郎委員から非常に貴重なお話を聴くことができました。

当イベントでは、本県再設置に至るまでの興味深いトークに、御来場者皆様が熱心に耳を傾けておられ、また、改めて本町から輩出した勤三氏の偉業を皆様とともに振り返ることができた有意義な機会となったと考えております。

次に、新型コロナワクチン接種の現在までの状況でございます。秋冬期におけるコロナワクチンの集団接種は、12月2日土曜日で終了することとなっております。今回のコロナワクチン接種状況ですが、11月29日現在で接種済みの方は2,143名です。その内訳は、65歳以上の方は1,406名(54.9%)、5歳から64歳までの方は737名(16.9%)が接種をされました。

今後の新型コロナワクチン接種につきましては、国の具体的な方針が詳細に示された段階で、速やかな体制を整えてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

教育長(辰己秀雄) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。辰己教育長。

(辰己教育長 登壇)

教育長(辰己秀雄) 改めまして、おはようございます。教育委員会 辰己でございます。教育委員会所管事務のうち、9月議会で御報告させていただいた以降の、新たな事項について報告をさせていただきます。

まず、こども園・町立学校において、令和5年度の2学期の教育課程を計画どおりに執行を進め、師走の時期を迎えようとしております。

2学期は、体育的行事として、安堵中学校では9月28日に体育大会、安堵小学校では9月30日土曜日に体育学習参観、安堵こども園では10月7日土曜日に運動会を開催できました。また、安堵中学校では10月23日に文化祭、こども園・小学校では秋の遠足も実施できております。

本年5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、今後も、学校・園の教育活動の継続を前提とした上で、幼児児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生指導を行いつつ、学びを保障してまいりたいと考えております。

次に、11月3日から5日にかけて、トーク安堵カルチャーセンターにおいて第37回安堵町文化祭を、そして、町長からも報告がございましたが11月4日には安堵町歴史民俗資料館30年記念として、「奈良県誕生記念トークイベント～今村勤三と奈良県の発展～」と題して開催することができました。

教育委員会として所管しております社会教育施設等の施設利用でございますが、11月1日より利用制限を解除して利用していただいております、利用者のマスク着用も個人の判断に委ねられている、現在は状況でございます。

今後、1月8日月曜日祝日に「安堵町二十歳のつどい」、令和5年度の「新春初釜茶会」は1月14日日曜日、「安堵町マラソン大会」については、実行委員会で協議をいただき1月21日日曜日の開催を予定しております。

今後も、各感染症の地域や学校・園での拡大防止に注視をしながら、町立学校、こども園の諸行事の実施、社会教育施設の運営の回復に努めたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 行政報告の今、していただきました中で1、2点、気付いたことが急にございましたので、教育長また町長の方から11月4日に歴史資料館30周年ということの、銘打って講演会をしていただきました。本当に、誠に安堵町の住民にとっても、私も感激したことが色々ございまして、安堵町、素晴らしい講演会、郡山市長を交えて話していただいて、よくわかるお話でございました。

ただ、残念だったのが、申し上げますのは、やはり参加者が少なかったように私は痛切に思っております。と申しますのは、やはりPRが足らん。教育委員会独自での主催ということで、やっていただいたようでございますけれども、もっとやはり各住民にPRしていただいて、こうした催しをやる。そしてまたカルチャーセンターへの繰出しを、こういう形で協力していただくということも、やはりやる気を出していただいて、講演会をやはり満場にしていただいてですね、やっぱりやっていただきたかったなど。

先ほど町長から、130数名とおっしゃったけどもカルチャーセンターで130名、本当に寂しい。せっかくの、郡山の市長来ていただいて、色々とパネラーとして報告していただいた中で、あれだけの色々、我々安堵町にとって、住民としてやはり今村氏の功績をたたえる場でございますので、もう少し各町民に伝え方、こぞって参加していただきたい体制づくりと

いうことも、もうちょっと真剣に考えていただきたかったというように感じましたので、一言
またお願いしておきます。

以上です。

議長（浅野 勉） はい。只今、森田瞳議員から感想について御報告がありました。

また今後とも、よろしくお願ひしたいと思います。

これで行政報告を終わります。

議長（浅野 勉） 日程第5「子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告」を行います。

委員長報告のため、副議長と交代をいたします。

（山岡副議長 議長席に着席）

副議長（山岡 敏） それでは、引き続き進行してまいります。

「子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告」について、浅野委員長から報告します。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（浅野 勉） はい、議長。

副議長（山岡 敏） はい。浅野委員長。

（浅野子供及び子育て世代対策特別委員会委員長 登壇）

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（浅野 勉） それでは、子供及び子育て世代対策特別委
員会委員長報告を行います。

安堵町議会議長 浅野勉様。子供及び子育て世代対策特別委員会委員長 浅野勉。下記のと
おり特別委員会を開催しましたので、安堵町議会議規則第71条の規定に基づき、報告しま
す。

1. 案件、小中一貫校について（先進地に学ぶ）
2. 開催日時及び場所、令和5年9月27日水曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員
会室。
3. 出席者、（1）委員 松田副委員長、近藤委員、森田裕康委員、福井委員、上林委員、

山岡委員、増井委員、森田瞳委員、そして委員長の浅野です。(2)説明員 辻井教育次長、吉田教育推進課長、中野教育指導主事。(3)議会事務局から、溝本事務局長、宮前主事。

4. 協議の内容、会議の冒頭に、委員長から本特別委員会の経緯について説明があった。

本委員会は令和元年に創設され、安堵町の人口増に繋がる教育体系のあり方を論議し、子供たちが健やかに、また心豊かに過ごせる安堵町の魅力ある教育環境づくりやシステムを協議する場であることを確認した。

安堵町議会は、学習指導要領に基づく各種の教育設備及び教育施設の環境整備の充実を図ってきた経緯がある。

①安堵町の魅力と特色ある教育の推進のため、小中一貫校として先進地である王寺南義務教育学校の資料を参考に協議を進めた。

王寺南義務教育学校は、施設分離型の学校経営をされているので、安堵町の現状にも即応できる内容を見出すことができた。9年間を見通した学校運営を推進し、教職員の交流とともに学校教育の質の向上。また、災害時にも避難場所として有効に機能できる体育館のエアコン設備等の施設改修が実施されている。

②王寺南義務教育学校の具体的な取組例

「中1ギャップ」の防止のため、小学校から中学校まで切れ目のない、教職員の交流と教育環境を提供している。

幼稚園、小学校、中学校の連携が図られている。

しかし、開校以来2年目であるので、メリットとデメリットについて今後とも分析していくと伺っている。

③安堵町の特色ある学校教育の現状と課題

- ・今後の部活動の推進方策について。
- ・自転車通学の方策、緩和措置等について。
- ・学力向上への方策について。
- ・安堵町の魅力を発信する啓発が少ない。さらにアピールの活発化。
- ・当面は文化活動、スポーツ活動、これらの教室を盛んにし、しっかりとして地に足を着けてやっていただきたい。
- ・安堵町議会は、教育行政の方向性について研修を重ねているところですが、本町にも5名の委員からなる教育委員会が設置されています。教育委員会として、義務教育学校並びに小中一貫校への方向性についてどのように考えていかれるのかを議会に提示していただけるようお願いをしたい。

等について各委員から発言がありました。

本特別委員会で中学校の制服について多年にわたり論議がありましたが、来年度、令和6年

度の新入生からブレザー着用に改善されることが決定した。今後も順次の学年で着用していくことを確認した。

以上。

副議長（山岡 敏） はい。以上で、子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告を終わります。委員長報告が終わりましたので、議長と交代いたします。

議長（浅野 勉） 日程第6 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉村総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） おはようございます。総務部 吉村でございます。よろしくお願いいたします。それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）」、御説明させていただきます。

共同浴場、日新湯の温度調整設備に不具合が生じ、早急に修理をする必要があったため、また令和5年9月30日付で消防団員1名が退職したことにより、退職報償金を支払う必要が生じたため、予算補正を専決処分させていただきました。

財源といたしましては、前者につきましては財政調整基金からの繰入金、後者につきましては消防団員退職報償金受入収入を充てております。

補正予算書3ページ、第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳出の部。3款 民生費、3項 人権対策費、補正前の額12億5,749万6,000円、補正額127万6,000円、計12億5,877万2,000円。

8款 消防費、1項 消防費、補正前の額1億6,948万4,000円、補正額51万3,000円、計1億6,999万7,000円。

2ページをお願いいたします。

歳入。18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額1億6,702万8,000円、補正額127万6,000円、計1億6,830万4,000円。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額8,808万4,000円、補正額51万3,000円、計8,859万7,000円。

以上により、歳入歳出とも、補正前の額39億9,473万円、補正額178万9,000円、計39億9,651万9,000円となります。

なお、速やかに対応する必要があったため、令和5年10月2日に専決させていただきましたので、御報告するものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めらる。

令和5年11月30日報告、安堵町長 西本安博。

次の、専決処分書をお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年10月2日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ178万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,651万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月2日専決、安堵町長 西本安博。

第1表以降は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程、よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） 先ほど、説明員の名前を早口で言いましたので、もう一度、吉村部長で確認をしたいと思います。ありがとうございました。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第7 議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第10 議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案を一括議題とします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉村部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） それでは、議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」まで、一括して御説明させていただきます。

今年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が11月の国会で可決されました。本町におきまして、地方公務員法第24条に定める均衡の原則に基づき、国に準じた運用を行うため、本町の一般職の給与に関する条例について所要の改正を行い、本町の常勤の特別職及び教育長並びに議会議員に係る手当につきましても、一般職と同様の趣旨で国に準じるため、所要の改正を行うものでございます。

まずはじめに、議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例」。7ページからの新旧対照表を御覧ください。

当該条例の改正条例第1条として、第15条に規定する期末手当の支給割合について、第2項において、再任用職員以外は「100分の125」に、第3項において、再任用職員は「100分の70」に改め、第16条に規定する勤勉手当の支給割合については、第2項第1号において、再任用職員以外は「100分の105」に、第2号において、再任用職員は「100分の50」に改め、別表第1「行政職給料表」は、9ページから11ページまでの右欄のように改めます。

また、改正条例第2条として、新旧対照表13ページ、14ページを御覧ください。

右欄のように第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項第1号及び第2号のように、令和6年6月と12月期の期末手当と勤勉手当につきまして、期末手当は、再任用職員以外は「100分の122」に、再任用職員は「100分の68.75」に改め、勤勉手当は、再任用職員以外は「100分の102.5」に、再任用職員は「100分の48.75」に改めます。

なお、施行期日は公布の日、ただし給料表の改正は令和5年4月1日から適用、令和6年度の期末手当及び勤勉手当支給割合は令和6年4月1日から施行でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、議案第2号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」と、議案第3号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明させていただきます。

特別職の職員に係る期末手当につきましても、一般職の職員と同様に、関係法令の一部を改正する法律が11月の国会で可決されました。

各条例の、2ページの新旧対照表を御覧ください。

町長、副町長、教育長に支給する期末手当の支給割合について、「100分の175」に改

めます。また、令和6年6月及び12月期の同手当は、それぞれの条例の新旧対照表3ページのように、一律「100分の170」に改めます。

施行期日は公布の日で、令和6年度期末手当支給割合の改正は、令和6年4月1日からの施行となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、

議案第3号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

次に、議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、同条例の新旧対照表、2ページと3ページを御覧ください。

本件につきまして、常勤の特別職の職員と同じく、右欄のように期末手当の支給割合を改めます。

施行日も同じでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

各条例の改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしく願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、一括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 次に、議案第2号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 次に、議案第3号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 次に、議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 只今、10時54分です。

11時10分まで、暫時休憩をいたします。

休 憩（午前10時54分）

再 開（午前11時10分）

議長（浅野 勉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉村部長。

総務部長（吉村良昭） 先ほど、議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、可決いただきましたけれども、一部ちょっと訂正をお願いいたします。

令和6年6月と12月期の勤勉手当及び期末手当の支給で、期末手当の再任用職員以外の支給割合を「100分の122」と申しましたけれども、正しくは「100分の122.5」となりますので、13ページです、すみません。その中の6月期と12月期の期末手当の支給割合が、再任用職員以外は「100分の122.5」になりますので訂正の方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（浅野 勉） はい。訂正よろしくお願ひします。

日程第11 議案第5号「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 住民課 増田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。議案第5号「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本件につきましては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正に伴い、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード所有者については、電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能となり、スマートフォンを用いて今後、コンビニエンスストア等における多機能端末機により、印鑑登録証明書等の交付が受けられるようになる予定であることから、これに対応するため、安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、議案書の新旧対照表をお願ひいたします。

第15条では、役場窓口で印鑑登録証明書の交付を印鑑登録証に代えて、個人番号カードを使用して申請する規程でございますが、窓口での実際の運用に合わせるよう、個人番号カードの提示と併せて暗証番号を入力する旨の規定を追加し、文言を整理するものでございます。

第16条では、民間事業者に設置の多機能端末機により、利用者証明用電子証明書を利用して、個人番号カードまたは移動端末機、いわゆるスマートフォンで印鑑登録証明書を交付できるよう規程を改めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、公布の日とさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号 安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

本件につきまして、御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第12 議案第6号「安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） それでは、議案第6号「安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例の制定について」、説明させていただきます。

本条例につきましては、本町の一般廃棄物を適正に、ごみ処理施設へ運搬するための施設として、一般廃棄物等管理事務所を整備するにあたり、地方自治法第244条の2の規定により、新たに制定するものでございます。

施設の概要といたしましては、本町の一般家庭から収集する廃棄物は収集後、まほろば環境衛生組合のごみ中継施設に直接搬入し、大型車に積み替えた上で山辺・県北西部広域環境衛生組合に運搬し、処理されますが、この事業のための本町の管理事務所及び一般家庭等から持ち込まれる一般廃棄物に対応するための集積所、ストックヤードを設置するものでございます。

それでは、条例の内容について説明いたします。議案書、1枚めくっていただいて2ページ目。ページ番号1番をお願いいたします。

第1条では、この施設の設置目的を規定しております。

第2条では、この施設を安堵町笠目326-1に設置し、業務として一般廃棄物の集積所、ストックヤードとする旨を規定しております。

第3条では、この施設の利用範囲を町民及び町内業者とする旨を規定。

次のページ、第4条では、施設利用者の遵守事項を規定。

第5条では、利用者による施設の破損等に対する原状回復及び損害賠償について規定しております。

第6条では、本条例の定め以外のものについて、別に委任する旨の規定でございます。

最後に、本条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第6号 安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例の制定について

安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。

御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっております議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（浅野 勉） 日程第13 議案第7号「安堵町公民館条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） 教育推進課の吉田です。よろしくお願ひします。それでは、議案第7号「安堵町公民館条例を廃止する条例の制定について」を御説明させていただきます。

同条例につきましては、昭和54年に制定されており、条例の中に安堵中央公民館の名称や、所在の位置付けが規定されておりますが、実態と乖離しているため、条例の整理をさせていた

だきます。

条例制定後、約45年が経過しており、経緯や目的等が不明ですが、当該場所に安堵中央公民館という公共施設が実在しないため、実態に合わせて条例を廃止するものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号 安堵町公民館条例を廃止する条例の制定について

安堵町公民館条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願ひいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第14 議案第8号「安堵町立同和対策集会所設置条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） 教育推進課の吉田です。よろしくお願ひします。それでは、議案第8号「安堵町立同和対策集会所設置条例を廃止する条例の制定について」を御説明させていただきます。

同条例につきましては、地区住民の社会教育活動を助長するため、児童生徒成人等の修学奨励、教育指導、クラブ活動、レクリエーション、学習会の開催等を目的に、昭和57年に集会所が設置され、同条例が制定されました。

設置当初は識字学級の実施、子供会の活動の支援、中学校の学習指導、祭りの支援の事業等を行ってまいりました。

設置から40年を経て、集会所も老朽化が進み、安全な管理運営に支障を来す恐れがあり、また、総合センターひびきが設置されてからは、ほとんどの町の事業が当施設で行われるようになりました。令和4年度以降は、最後まで活用していましたが識字学級も総合センターひびきで実施するようになりましたので、当集会所が公の施設としての利用がございませんので、同条例を廃止するものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上です。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第8号 安堵町立同和対策集会所設置条例を廃止する条例の制定について

安堵町立同和対策集会所設置条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願ひいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 議案第8号、この内容の件につきまして、ちょっとお聞かせいただきたいと思
います。

議案説明会の中で、本集会所の設置の条例を廃止するんだということの、内容は聞かせてい
ただいております。45年、この建設当時からたって、いろんな面で支障を来しておるとい
うことのようにございます。

申し上げたいのは、この集会所、要するに条例を廃止して、その後この建物をどうされるの
ですか。ちょっとお聞かせ願いたい。

議長（浅野 勉） 只今の質問に。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。お願いします。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。ちょっと大字の方には、区長の方にもお話を
いただき、集会場に付設しております物置の方に、祭事の、祭りの道具等を引き続き置か
せてもらいたいという旨を大字の方から聞いております。

集会所自体は、まだちょっとすぐに解体等という話は、まだ進んでございません。

以上です。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） いくら大字からの要望があったと言え、これ将来的に、こういう条例を廃止して

建物だけを残すということは、旧の隣保館がそうなんですよ。あの隣保館、どうなさるんですか。あれはもっと古いで。54年当時じゃないで。もっと古い。あそこの隣保館をそういうことで解体もせずに、あれは、いつきっかけになるんですか。ちょっとそのことを明確に説明してください。

教育委員会でなくても、担当部局で説明していただいたら、いいから。

(相談する者あり)

9番(森田 瞳) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。森田瞳議員。

9番(森田 瞳) このね、集会所の、そうしたことを今はそれで片付いたとしなさいよ。祭りごとの道具を入れさせていただきたいと地元から要望があった。そこをしっかりとかなあかんねん、今は。いつまで貸すの。そういう契約なり、そういうことをできるんですか。

だから、隣保館と同じような状況になるんでしょ。あれ、子供か何か事故があれば、どうするんですか。その今の集会所の中で。

だから議長、私ちょっとお願いごとがございますけども、この辺のことにつきまして私、また一般質問の中で、公共事業等の、要するに合理化の推進特別委員会、提案をさせていただきたいと思っておりますけども、これは後日。そうしたことで、この内容の案件につきまして付託をして最終日に結論を出すということで、文教厚生常任委員会に付託をしていただくことを望んで一旦、終わりますので、よろしくお願いします。

議長(浅野 勉) はい。よろしくお願いします。

他に、質疑ございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) はい。ないようですので、これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっております議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしとの声があります。ですので、付託でよろしくお願ひしたいと思います。

議長（浅野 勉） 日程第15 議案第9号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉村総務部長。

（吉村総務部長 登壇）

総務部長（吉村良昭） 総務部 吉村でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第9号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」、御説明させていただきます。

補正内容といたしまして、一つ目は、森林環境税の創設に係る税制改正に対応するシステム改修委託料177万1,000円。

二つ目は、氏名の読み仮名法制化に係る戸籍法令改正に対応するシステム改修委託料264万円。この費用につきましては全額、国庫でございます。

三つ目は、障害福祉サービス等、報酬改定に伴うシステム改修委託料209万円。2分の1が国庫でございます。

四つ目は、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料及び介護認定審査会費に係る介護保険特別会計への繰出金165万3,000円。

五つ目は、障害者医療費及び介護・訓練等給付費のサービス料増加による必要経費1,38

9万円。これには2分の1が国庫、4分の1が県費でございます。

六つ目は、総合センターひびきの、不足する光熱水費及び消防設備修繕費178万4,000円でございます。

七つ目は、令和6年度から新規事業として実施する「安堵町高齢者タクシー利用料金助成事業」に係るタクシー助成券作成経費6万円。

八つ目は、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種事業の実績精算に伴う国庫支出金の返還490万4,000円。

そして、今年度における給与改定による人件費及び人事異動に伴い、当初予算計上時とは人員構成が変更したために必要となった、各科目における人件費の増減でございます。

国庫・県費の充当がないものにつきましては、すべて財政調整基金繰入金をもって充て、異動による人件費の増減は、一般会計の中で財源更正を行います。

以上によりまして、款ごとの補正について申し上げます。

補正予算書第1表 歳入歳出予算補正、3ページを御覧ください。

款2 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億3,651万円、補正額マイナスの226万円、計4億139万1,000円。項2 徴税費、補正前の額6,513万5,000円、補正額217万1,000円、計6,730万6,000円。3項 戸籍・住民基本台帳費、補正前の額3,984万2,000円、補正額952万円、計4,936万2,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額7億8,966万円、補正額3,080万5,000円、計8億2,046万5,000円。2項 児童福祉費、補正前の額4億1,759万5,000円、補正額マイナスの107万6,000円、計4億1,651万9,000円。3項 人権対策費、補正前の額5,151万7,000円、補正額マイナス341万6,000円、計4,810万1,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額1億1,726万円、補正額マイナスの234万6,000円、計1億1,491万4,000円。2項 清掃費、補正前の額4億2,682万4,000円、補正額70万円、計4億2,752万4,000円。

5款 農林水産業費、1項 農業費、補正前の額3,450万1,000円、補正額1,281万8,000円、計4,731万9,000円。

6款 商工費、1項 商工観光費、補正前の額7,567万4,000円、補正額マイナスの891万8,000円、計6,675万6,000円。

7款 土木費、1項 土木管理費、補正前の額3,746万4,000円、補正額445万円、計4,191万4,000円。4項 住宅費、補正前の額6,920万2,000円、補正額280万円、計7,200万2,000円。

8款 消防費、1項 消防費、補正前の額1億6,999万7,000円、補正額110万

円、計1億7,109万7,000円。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額1億658万1,000円、補正額188万円、計1億846万1,000円。5項 社会教育費、補正前の額4,840万7,000円、補正額130万円、計4,970万7,000円。6項 保健体育費、補正前の額8,913万5,000円、補正額10万円、計8,923万5,000円。

歳出合計、補正前の額39億9,651万9,000円、補正額4,962万8,000円、計40億4,614万7,000円。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳入でございます。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億7,987万1,000円、補正額6,945万円、計1億8,681万6,000円。2項 国庫補助金、補正前の額1億4,797万9,000円、補正額368万5,000円、計1億5,166万4,000円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額1億1,845万1,000円、補正額347万2,000円、計1億2,192万3,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額1億6,830万4,000円、補正額3,552万6,000円、計2億383万円。

歳入合計、補正前の額39億9,651万9,000円、補正額4,962万8,000円、計40億4,614万7,000円。

続きまして、第2表 債務負担行為補正でございますけれども、4ページの表をお願いいたします。

令和6年度から8年度における庁舎総合管理業務委託事業のために7,599万5,000円。令和6年度のごみ収集運搬補助委託事業のために984万6,000円。令和6年度から令和8年度における安堵町学校給食調理配送及び洗浄業務委託事業のために8,897万5,000円。以上をそれぞれ限度額として設定するものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第9号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第9号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,962万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,614万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

第1表以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いたします。

議長（浅野 勉） もう1回？

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉村部長。

総務部長（吉村良昭） すみません、訂正お願いたします。3ページの歳出の所で、2款 総務費、1項の総務管理費、補正前の額を4億3,651万円と申しましたけれども、正しくは4億365万1,000円でございます。すみません、訂正をお願いたします。

議長（浅野 勉） はい。でしたら、只今の御確認をよろしくお願いたします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 今回の、補正第9号で高齢者の、75歳以上のタクシー助成事業ということで、チケットの印刷代6万円、計上されております。住民の皆様方に、こういうことが決まったよということでお諮りしたら、非常に期待感を込めて皆さんおっしゃっていましたので、是非とも前に進めていただきたいなと思うのですが、この助成事業に関しまして1,270人ほどの

75歳以上、高齢者おられますけど、民生費の後期高齢者の部分から、このチケットを作成するのですが、いくらぐらい予算立てをされるのか、わかっておりましたらお聞きさせていただいてよろしいでしょうか。

総務部長（吉村良昭） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉村部長。

総務部長（吉村良昭） 自席から失礼します。利用に対する予算ですかね？

6番（上林勝美） はい。

総務部長（吉村良昭） 約500万円ぐらいを予定しております。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 500万円ということは、4分の1の方が利用されるという形の予算だと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） 失礼します。住民生活部の吉田です。今回、補正の中に入れさせていただいておりますが、あらかじめ来年度分のタクシーチケットを印刷しておく費用でございます。先ほどおっしゃっていただいた、75歳以上の方が対象ということで考えておまして、75歳以上の方にすべてお配りする訳ではなくて、以前にも説明させていただいたように、申請主義で、必要な方にチケットを申請していただいて交付するということを考えておまして今、予算立てしておりますのは500名分ぐらいということで考えております。来年度の当初予算に、実際の利用を見込んで費用を予算立てさせていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 1,200人ほどですね、75歳以上。そのうちの約500名でしたら4割から5割ということで、680円で24枚ですのですね。全員もらったら2,000万超えるんですけど、600人でしたらもう少し額、増えるんじゃないですかね。1,000万ぐらいにね。

住民生活部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） 先ほどちょっと、総務部長の方500万と言いましたが500人という。その違いでございまして。今おっしゃっていただいているように、大体1,200人ぐらいの、75歳以上の方のうち、どれぐらいの方が利用していただくのか。これは30～40%ぐらいということで今、想定はしておりますけれども、来年度の当初予算の中で、その辺の見込みも精査しながら予算組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

6番（上林勝美） 人数が500名、30～40%ということで今、発言いただきました。それで理解しておきます。ありがとうございました。

議長（浅野 勉） 他に、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第16 議案第10号「令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 改めまして、おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第10号「令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」、説明させていただきます。

本補正につきましては、一つ目といたしまして、介護報酬の改正等に伴い、システム改修の必要がありましたので補正を行います。

二つ目として、介護保険認定調査員に係る報酬及び共済組合負担金が不足するための補正でございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いいたします。

歳出の部。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で280万5,000円の増

額補正でございます。同款3項 介護認定審査会費、1目 介護認定審査会費で25万円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、2ページ戻って7ページをお願いいたします。

歳入の部。3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 介護保険事業補助金で140万2,000円の増額補正です。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 その他繰入金で165万3,000円の増額補正です。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第10号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第10号 令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）

令和5年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ305万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,346万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額3,938万5,000円、補正額140万2,000円、計4,078万7,000円。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額1億3,436万円、補正額165万3,000円、計1億3,601万3,000円。

歳入合計。補正前の額は8億8,040万7,000円、補正額305万5,000円、計8億8,346万2,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。1款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額603万9,000円、補正額280万5,000円、計884万4,000円。同款3項 介護認定審査会費、補正前の額は783万6,000円、補正額25万円、計808万6,000円。

歳出合計。補正前の額は8億8,040万7,000円、補正額305万5,000円、計8億8,346万2,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決の程よろしくお願ひいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 日程第17 議案第11号「令和5年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課の池田でございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第11号「令和5年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について」、御説明させていただきます。

本補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等のため、人件費の増により給料、職員手当及び退職手当組合負担金について増額補正及び奈良県広域水道事業企業団参加による資産譲渡のうち、水道用地の一部を安堵町の資産として残すための分筆登記に必要な委託料の増額補正をするものでございます。

それでは、補正予算書の2ページをお願いいたします。

支出の部。1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費といたしまして110万円の増額。同款同項4目 総係費の方で70万円の増額補正でございます。

これによりまして、支出合計が、補正前が1億9,628万9,000円、補正額が180万円、補正後が1億9,808万9,000円となります。

また、当初収益的収入の予算範囲内による増額のため、当初からの金額変更はございません。

それでは、最初のページに戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第11号 令和5年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定に基づき、令和5年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、安堵町長 西本安博。

以降の説明につきましては、先ほどと重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は、12月4日午前10時開会です。

一般質問を予定しております。

本日は、これで散会します。

お疲れ様でした。

散 会

午前11時58分
